

令和6年4月3日

岡山大学職員組合執行委員長 殿

理事（企画・評価・総務担当）

三 村 由香里

非常勤講師担当授業の追試業務における未払い
賃金対応の連絡に関する質問書（回答）

2024年3月27日付け岡大職組申第191号の質問書について、以下のとおり回答しますので、よろしく申し上げます。

（質問事項）

2023年11月30日に行われた団体交渉では、非常勤講師が担当する授業で過去の未払いの追試業務について、非常勤講師が届け出を行えば過去3年間については対応するとし、そのことの周知についてどのような形で連絡するかについて検討すると回答していますが、検討の結果をお知らせください。

（質問事項についての回答）

令和5年12月13日付け事務連絡「非常勤講師の追試業務に対する賃金の支払いについて」（別紙）により、総務・企画部人事課長名にて各部局人事担当課長及び事務長宛てに通知しています。

事務連絡
令和5年12月13日

各部局人事担当課長、事務長 殿

総務・企画部人事課長
高杉 規

非常勤講師の追試業務に対する賃金の支払いについて

標記のことについて、従前より適切に対応をいただいているところですが、改めて下記のとおり通知しますので、よろしくお取り計らい願います。

記

本学では、履修者が病気その他やむを得ない事故等により期末試験の受験延期（追試）を希望し、受験延期願等の必要な書類が整う場合には、当該期末試験の受験延期（追試）の資格を得ることが出来ます。

受験延期（追試）の資格を有する学生に対し追試を行う場合、非常勤講師の負担を増やさないう別の常勤教員や事務職員で対応することが原則ですが、非常勤講師しか対応できない場合には、時間数増加協議もしくは部局の非常勤講師総時間数の範囲で調整の上、追試業務に対する賃金を支払うこととなります。

以上